

# 新たな情報提供制度が開始されます！！

札幌市消防局



最近、人的被害が大きい火災が発生した場合には、建物の消防法令違反に関する問題点なども大きく取り上げられ、本市におきましても、市民、観光客等から「この建物は大丈夫？」というような問い合わせが多く寄せられております。

このような建物の防火についての関心の高まりを受けて、消防職員の査察の結果、消防法令に適合している優良な建物の情報を消防局ホームページに掲載し、簡単に閲覧できるようにする新たな制度です。

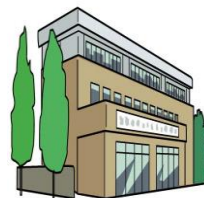
平成28年7月(社会福祉施設関係)・12月(ホテル・旅館関係)開始予定

## 1 対象となる建物は？

ア 老人ホームなどの就寝を伴う社会福祉施設

イ ホテル・旅館などの宿泊施設

※ 消防法施行令別表第1(5)項イ、(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物で複合用途の建物も含む。



## 2 どのような場合にホームページに掲載されますか？

消防職員の定期的な査察の際、建物全体が消防法令に適合しており、違反が認められなかった場合に掲載します。

## 3 ホームページに掲載される内容は？

①建物名称、②建物の住所、③最終査察年月日

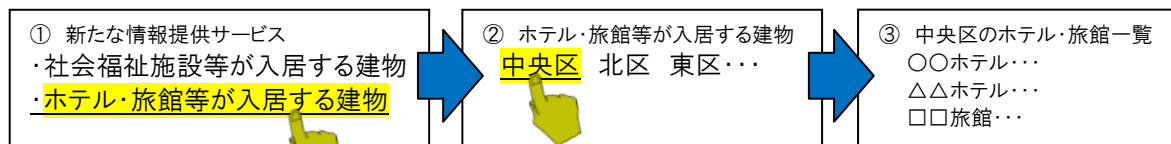
※ 最終査察年月日とは、消防職員がその建物の法令違反等の確認を実施した最新の日付のこと。

## 4 優良な建物を検索する方法は？

- ① 建物の使用形態を選択
- ② 建物のある区を選択
- ③ 建物を名前や住所で検索

※イメージ

4月中に公式ホームページでも制度周知を行う予定です。



## 5 その他

(1) ホームページ掲載開始日については、別途お知らせいたします。

(2) 宿泊サービスを新たに開始するなど、施設の業態に変更がある場合や、従前当局から指摘されている消防法令違反事項を改善した場合などは、最寄りの消防署にご連絡いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

札幌市消防局予防部指導課 TEL 011-215-2050

札消指導第 11 号  
平成 28 年(2016 年)4 月 4 日

関係者各位

札幌市消防局予防部長  
萬年 清隆

### 新たな情報提供制度の実施について

陽春の候 貴職におかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本市の火災予防行政に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、全国で相次いで発生している人的被害が大きい火災は、宿泊施設などの就寝を伴う施設で多く発生しており、出火原因に加え、出火した建物の法令遵守の状況等にも社会的な関心が高まっているところであり、当局におきましても、建物を利用する方や既に利用している方々から、建物の消防法令に関する問い合わせが多く見受けられ、消防法令に適合していることが、利用する際の選択肢として重要な要素となっていると考えられます。

本市におきましては、規模の大きな宿泊施設に対しましては、消防法令及び建築基準法令に適合しているものに表示マークを交付し、すでにホームページ上で情報提供を行っているところですが、小規模の施設については対象外となる場合があります、こうした対象外の施設への問い合わせには、個別に対応しているところです。

今後、冬季アジア大会、雪まつり等の大規模なイベント開催時には、宿泊施設の需要と併せて、建物の防火についての関心もさらに高まることが予想されますので、小規模な施設を含み消防局が有している法令上優良な宿泊施設の情報を、利用者等に対してより広く迅速に周知していくことが必要となっております。

つきましては、当局における査察の結果、消防法令違反の認められなかった優良な宿泊施設の情報について、札幌市公式ホームページ上に掲載する新たな情報提供制度を別紙のとおり実施する予定ですので、お知らせいたします。

なお、本制度の詳細な開始時期等につきましては決定次第、再度お知らせいたします。

|                                                                  |
|------------------------------------------------------------------|
| 札幌市消防局予防部指導課<br>札幌市中央区南 4 条西 10 丁目<br>担当: 齋藤・竹田 電話: 011-215-2050 |
|------------------------------------------------------------------|